

## 安全データシート

整理番号：

## 1. 製品及び会社情報

製品名 直結式小型吸収缶 G38S1 (有機ガス用フィルタ付・防じん機能S1)  
 会社名 三光化学工業株式会社  
 住所 神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目10番1号  
 担当部署 技術開発グループ  
 電話番号 0467-74-6931  
 FAX番号 0467-75-1970

## 2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

種類	化学名	官報告示整理番号	CAS番号
缶体	紙とポリプロピレン樹脂の混合物 (古紙51%以上を含む)	—	—
不織布1	ポリプロピレン 綿	(6)-402 —	9003-07-0 —
不織布2	ポリプロピレン	(6)-402	9003-07-0
充填剤	活性炭	対象外	7440-44-0

## 3. 危険有害性の要約

最重要危険有害性 : 該当せず  
 物理的及び化学的危険性 : 該当せず

## 4. 応急措置

吸入した場合 : 通常の使用方法において危険な物質ではない。  
 充填剤(活性炭)を直接吸入した場合は、水でうがいをし、口の中をよく洗浄する。

皮膚に付着した場合 : 通常の使用方法において危険な物質ではない。  
 充填剤(活性炭)が直接皮膚に付着した場合は、水で洗い流す。

目に入った場合 : 通常の使用方法において危険な物質ではない。  
 缶体、不織布、充填剤(活性炭)が直接目に入った場合は目をこすったりせず、直ちに流水で充分洗眼した後、眼科医の手当を受ける。

飲み込んだ場合 : 水でうがいをし、口の中をよく洗浄する。異常を感じるようであれば、医師の手当を受ける。

## 5. 火災時の措置

火災や爆発の危険性 : 下記消火剤で消火する。直接棒状の水を散水すると火の粉が飛び散るので注意を要する。また、使用済みの場合、使用した有機ガスが引火性ガスとして燃える可能性があるため、使用した有機溶剤に準ずる消火方法を取る。

消火剤 : 霧状の水、粉末(ABC)、二酸化炭素、泡



## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項：充填剤(活性炭)が漏洩した場合、その吸収缶は使用しないこと。  
 環境に対する注意事項：床面などに充填剤(活性炭)がこぼれた場合は、掃き集めたり、真空で吸い取るなど、出来るだけ粉塵が飛散しない方法で空容器に回収する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱：通常の使用において危険性はないが、作業場の整理整頓に努め、火気をみだりに使用しない。  
 (添付されている取扱説明書に従って使用すること)
- 保管：乾燥した清潔な冷暗所に保管する。また、保管場所ではみだりに火気を使用しない。(添付されている取扱説明書に従って使用すること)

## 8. 暴露防止及び保護措置

- 本製品に使用している活性炭は容器内で、不織布で挟み漏れ出さない構造になっている。  
 本項では参考として活性炭単独の規制値を記す。

管理濃度	: 2.9mg/m <sup>3</sup> (活性炭として)
許容濃度	: 日本産業衛生学会 吸入性粉塵: 0.5mg/m <sup>3</sup> (活性炭として) 総粉塵: 2.0mg/m <sup>3</sup> (活性炭として)
設備設備対策	: 不要
保護具	: 不要

## 9. 物理的及び化学的性質

- 外観など：活性炭を充填剤とした直結式小型吸収缶  
 臭気：無臭  
 水への溶解性：不溶

## 10. 安定性及び反応性

- 反応性：通常貯蔵・取り扱い条件では安定である。  
 避けるべき条件：加熱、火炎、火花及びその他の着火源を避ける。  
 発火性(自然発火性)：なし

## 11. 有害性情報

- 急性毒性：通常の使用において生理的に不活性であり、人体への特別な急性作用はない。  
 局所効果：知見なし  
 感作性：知見なし  
 慢性毒性・長期毒性：知見なし

## 12. 環境影響情報

- 移動性：なし  
 残留性/分解性：なし  
 生体蓄積性：なし  
 起こりうる環境影響：なし  
 生態毒性：なし



## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 使用済みの吸収缶は産業廃棄物として廃棄する。  
 汚染容器・包装 : 使用済みの吸収缶は産業廃棄物として廃棄する。

## 14. 輸送上の注意

- 国内規制 : なし  
 国連分類 : なし  
 国連番号 : なし

※水濡れ、衝撃、転倒、落下、包装材の破損等に注意し、輸送中の荷崩れ防止を確実にを行う。

## 15. 適用法令

- 化学物質管理促進法 : 非該当  
 毒物及び劇物取締法 : 非該当  
 消防法 : 非該当  
 労働安全衛生法 : 防毒マスクの規格に適合(平成13年9月18日労働省告示第299号)  
     第一条 有機ガス用防毒マスクに該当  
     第二条 直結式小型防毒マスク吸収缶に該当  
     第六条 吸収缶に該当  
     第七条2、第八条2、5に適合  
 船舶安全法 : 非該当  
 航空法 : 非該当

## 16. その他の情報

- 引用文献 14705の化学商品、化学工業日報社  
 原材料のSDS  
 安衛法便覧(平成18年版)労働調査会

※この安全データシートは、本製品を安全に使用するための参考資料として、当該製品を取り扱う事業者提供されるものです。

本安全データシートに記載された内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、当該製品に関する全ての情報が網羅されているわけではありません。従って、当該製品を取り扱う事業者は、個々の取扱い等実情に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、この安全データシートを活用されるようお願いいたします。

作成年月日 2013年07月10日

